平成２３年（フ）第１６３号
千葉県八街市八街ほ174番地３　ローズガーデン八街202
債務者　秋元　　宜
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１６４号
千葉県八街市八街ほ174番地３　ローズガーデン八街202
債務者　秋元　優子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１６８号
千葉県白井市桜台２丁目６番７棟203号
債務者　本多　浩二
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４９号
千葉県君津市南久保３丁目６番27号　103
債務者　熊谷喜久恵
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第５２号
千葉県木更津市請西南４丁目33番地５　B号
債務者　平野トシ子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第５７号
千葉県袖ケ浦市蔵波台５丁目６番地６　メゾンハーバー蔵波206号
債務者　大野　絵美
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１１８７号
名古屋市中川区高畑２丁目68番地　エスポアソレイユ４Ｂ号
債務者　小島美佐雄
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３９７号
名古屋市北区長田町２丁目33番地　第２浅田荘６号
債務者　杉岳　孝子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２３号
岡山県倉敷市神田２丁目５番５号　パークサイド神田Ｂ―208号室
債務者　田畑　佳告
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
岡山県倉敷市神田２丁目５番５号　パークサイド神田Ｂ―208号室
債務者　田畑　優花
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
岡山県倉敷市玉島上成870番地３
債務者　笠原　　僚
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
福岡県京都郡苅田町大字下片島715番地５
債務者　山根　大輔
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
福岡県行橋市中央２丁目４番８―401号
債務者　田中　亮一
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第４７８号
茨城県稲敷郡阿見町大字曙124番地７
債務者　安生幸恵互
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４９号
茨城県土浦市神立中央５丁目14番11号
債務者　磯山　伸夫
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５３号
茨城県つくば市観音台１丁目34番地９
債務者　小林　和春
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５４号
茨城県土浦市真鍋５丁目５番６号
債務者　鈴木　　修
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５号
埼玉県秩父市下影森760番地６
債務者　矢沢　千佳
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係